

# 広報やまがた YAMAGATA

8  
令和2年 2020  
No.515

はじまります! 山形村地域活性化商品券

## やまがた わくわくチケット

新型コロナウイルス感染拡大により低迷した村内の消費を活性化することを目的に村民ひとりにつき10,000円分(500円×20枚)の商品券(やまがたわくわくチケット)を配布します。

このチケットは、取扱店ポスター、ステッカー、のぼり旗があるお店で、お買い物やお食事にご利用いただけます。

### ▼ チケット見本



### ▼ 参加ステッカー見本



### よくあるご質問

- 誰がもらえるの? 2020年8月1日(土)現在で山形村の住民基本台帳に記載されている方です。
- どこで使えるの? 山形村の小売店・スーパー・飲食店などで使えます。登録事業所についてはまだまだ募集中です。最新情報は山形村のホームページに掲載します。
- いつまで使えるの? 2021年2月28日(日)まで使えます。

### 【事業者の皆さんへ】

この事業に参加いただける登録事業者の方を募集しています。村内に事務所・店舗等を有する事業者または、山形村に住所を有する方が事業主として営む事業所であれば登録できます。登録はいつでもできますのでご相談ください。



お問い合わせ先: 山形村役場 企画振興課  
TEL. 0263-98-3111 Email: kikaku@vill.yamagata.nagano.jp

山形村地域活性化商品券  
やまがた  
わくわくチケット取扱店  
当店でご利用いただけます



やまがたわくわくチケット

|                  |    |
|------------------|----|
| 山形村緊急支援第2弾       | 2  |
| 避難行動を確認しましょう!    | 6  |
| 新しい農業委員会スタート     | 7  |
| 令和2年国勢調査にご協力ください | 10 |
| 山形村のいいところを自慢しよう! | 11 |

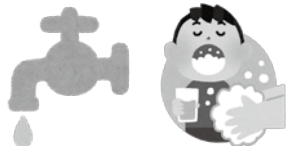
山形村では、村民の皆様一人ひとりに 10,000 円分の地域活性化商品券(やまがたわくわくチケット)を配布します。大きなやまっちがかわいらしいこのチケットは、村内外の登録店で使用できます。ポスターやステッカー、のぼりが使用できるお店の目印となりますので、ぜひ、地域経済活性化のために使用してください。

\* 詳細は広報内に記載しています。

# 山形村緊急支援第2弾

山形村民の生活や経済活動を支援するため、また、3密を避けるために下記の支援策を実施します。

## 支援策一覧

| 事業名                                                                                                              | 対象                                               | 申請の有無（方法）                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| スカイランドきよみず<br>宿泊助成券の拡充<br>      | <b>全村民</b><br>*村税等の滞納状況により対象外となる場合があります。         | <b>必要</b><br>①宿泊日の1週間以上前に申請書を役場へ提出<br>②助成券を受け取る<br>③宿泊<br>*申請書は村ホームページから入手可能です。        |
| やまがたわくわくチケット<br>                | <b>全村民</b><br>*令和2年8月1日現在で住民基本台帳に登録のある村民に限る      | <b>不要</b><br>*8月22日から順次配布しています                                                         |
| 3密解消のための<br>定期路線バス<br>増便運行<br> | <b>バス利用者</b>                                     | <b>不要</b>                                                                              |
| 水道料金減免<br>手洗いうがい支援<br>        | <b>給水契約者</b><br>*臨時契約者は除く。                       | <b>不要</b>                                                                              |
| 給食費・副食費補助<br>                 | <b>山形村に住民票のある<br/>           児童・園児の保護者</b>       | <b>不要</b><br>山形小学校、山形保育園、やまのこ保育園<br><b>必要</b><br><u>山形小学校、山形保育園、やまのこ保育園以外の小学校、幼稚園等</u> |
| 事業者特別支援臨時給付金<br>              | <b>村内に住民票のある事業者<br/>           村内に本店を置く法人事業者</b> | <b>必要</b><br>*申請書を役場へ提出                                                                |
| 商工会員向け<br>商品券事業補助<br>         | <b>商工会員</b>                                      | <b>不要</b>                                                                              |
| 各種利用券による<br>応援事業<br>          | <b>商工会員及び村民</b><br>*利用券を購入して使用                   | <b>不要</b><br>*登録店舗での先行購入                                                               |

| 内容・期間等                                                                                                                                            | 問い合わせ                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| <b>内容</b><br>村民を対象に宿泊費の助成を拡充（小学生以下も対象）<br>● 一般村民／宿泊：5,000円 ● 身障者等の手帳所有者／宿泊：7,000円 日帰：2,000円<br>● 小学生以下は基本料金の半額<br><b>期間</b><br>令和2年8月7日～令和3年3月31日 | 企画振興課<br>☎ 98-3111                        |
| <b>内容</b><br>村内外店舗で使える商品券を配布<br>● 1人あたり10,000円分（500円券×20枚）<br>＊商品券が使える店舗のリストは商品券と同封します ＊村のホームページでもご覧いただけます<br><b>期間</b><br>令和2年9月1日～令和3年2月28日     |                                           |
| <b>内容</b><br>通勤・通学にバスを利用される村民の混雑時の密を避けるため期間限定でバスを運行<br><b>期間</b><br>令和2年8月20日～令和3年3月10日                                                           |                                           |
| <b>内容</b><br>水道料金の基本料を3ヵ月間減免<br><b>期間</b><br>令和2年9月～11月の請求分<br>＊下水道料金、給水基本料超過分、メーター使用料は対象外です                                                      | 建設水道課<br>☎ 98-5667                        |
| <b>内容</b><br>小学校、保育園、幼稚園等に通う児童・園児の給食費・副食費を補助<br>＊ただし、補助の上限は山形小学校及び山形保育園に準ずる<br>＊3歳未満児は副食費相当額を補助<br><b>期間</b><br>令和2年9月分～令和3年3月分                   | 教育政策課<br>☎ 98-3155<br>子育て支援課<br>☎ 98-5600 |
| <b>内容</b><br>条件を満たす個人事業及び法人に対して給付金を給付<br>● 個人事業主：10万円 ● 法人：20万円<br><b>期間</b><br>令和2年8月7日～令和3年1月15日                                                | 産業振興課<br>☎ 98-5664                        |
| <b>内容</b><br>商工会員向け商品券事業へ3万円の追加補助<br>会員同士で利用可能（ただし、ツルヤ、ザ・ビックでの使用は不可）<br><b>期間</b><br>令和2年8月中～令和2年12月末                                             | 山形村商工会<br>☎ 98-2200                       |
| <b>内容</b><br>購入店舗でのみ使用可能な11,000円分の利用券を10,000円で購入。<br>＊対象店舗は商工会ホームページから確認できます。<br><b>期間</b><br>令和2年8月中～令和3年8月末                                     |                                           |



## 山形村地域活性化商品券(わくわくチケット)を配布

新型コロナウイルス関連で落ち込んだ村内事業者の支援と共に、みなさんの生活支援を大きな目的に、わくわくチケットを、**1人10,000円(500円券×20枚綴り)分お配りします。**  
地域経済の活性化のためにも必ず使っていただくようお願いします。

**質問①** このわくわくチケットを欲しい人はどうすればいいの？

**回答①** 申請や応募をする必要はありません。対象となる方に8月22日から順次配布しています。

このチケットはプレミアム付き商品券とは違い販売するのではなく、令和2年8月1日現在で山形村の住民基本台帳に登録のある村民1人ひとりが対象で、**その世帯分をまとめてゆうパックでお届けしています。**

**質問②** いつから使えますか？

**回答②** わくわくチケットは、**令和2年9月1日(月)から令和3年2月28日(日)**まで使用できます。

**質問③** どこで使えますか？

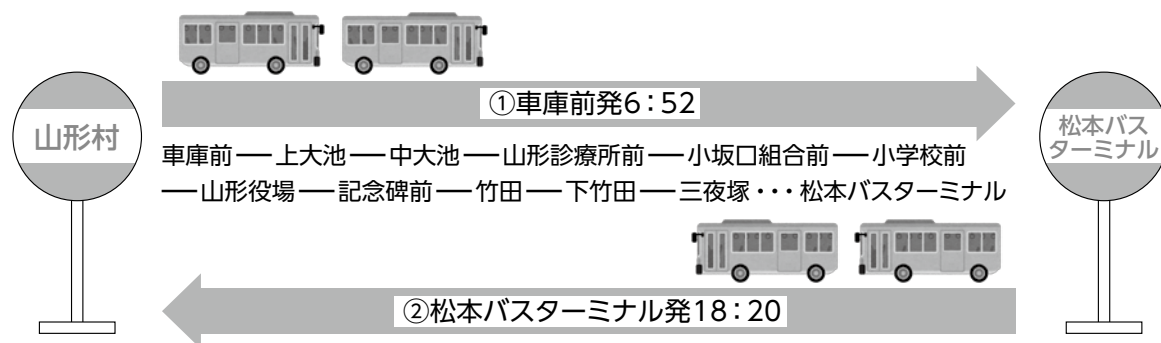
**回答③** **登録した事業所でのみ使用できます。** チケットを使用できる事業所は、チケット配布時にお知らせしますが、配布後にも事業所の追加がありますので最新情報を村ホームページでご確認ください。使えるお店にはポスターやのぼり、ステッカーなどを掲示するようにお願いする予定です。



わくわくチケットが使用できるお店の目印  
(のぼり、ステッカー、ポスター)

## 通勤・通学時の3密解消のため 定期路線バス2台で運行

村では混雑時の“密”を避けるために、期間限定バスの運行を実施しています。(運行内容は下図の通りです。)



**運行内容** ①・②の時間帯に出発する定期路線バスを2台で運行(\*既存便と同時刻で走行)

① 6:52 上大池車庫前発、② 18:20 松本バスターミナル発

**運行期間** 令和2年8月20日(木)～令和3年3月10日(木)まで

※土日祝日は運休。年末年始は12/29～1/6まで運休となります。

# 新型コロナウイルス感染対策水道料金減免 手洗いうがい推進事業

## 事業について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う住民及び事業者等の手洗いうがい推進と生活支援を目的として、水道料金の基本料金を3ヵ月減免します。

**上水道** 基本料金1,650円(税込)×3ヵ月= 4,950円を減免

**清水高原簡易水道** 基本料金2,200円(税込)×3ヵ月= 6,600円を減免

※基本料金を越えた超過料金、メーター使用料は減免になりません。 ※下水道使用料は減免になりません。

## 対象者

全ての給水契約者（但し、臨時契約者を除きます。）

## 対象期間

9月、10月、11月請求の3ヵ月間

## 申請手続き

申請等の手続きは不要 ※請求を行う時点で基本料金を減免します

## ご注意ください

- 減免手続きのために銀行やコンビニのATMへ誘導することはありません。
- 今回の減免について、役場から電話や訪問することは原則ありません。
- 不審に思った場合は、その場で口座番号、電話番号などを答えず、家族に相談したり、警察や役場までお問い合わせください。

# 事業者特別支援臨時給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている事業者の経営維持を支援するため、村内の個人事業者及び法人事業者に対して給付金を支給します。

## 対象者

村内に住民票がある個人及び法人事業者、村内に本店を置く法人

## 給付金の額

個人事業者10万円、法人事業者20万円（一律給付）

## 要件

売上が前年同月比で30%以上減少した月がある者

## 申請受付期間

令和2年8月7日（金）から令和3年1月15日（金）まで

※申請書は役場産業振興課か商工会窓口を設置しています。また、山形村ホームページからダウンロードできます。

## 提出する書類

- ①山形村事業者特別支援臨時給付金申請書兼請求書（様式第1号）
- ②売上減少が確認できる台帳の写し（前年分決算書、当年分売上簿）
- ③前年分確定申告書及び法人事業概況説明書（法人のみ）の写し
- ④国の「持続化給付金振り込みのおしらせ」の写し（国の持続化給付金給付対象者は、②と③の省略可能）
- ⑤振込先通帳の写し（申請者本人、申請法人名義の通帳）

# 避難行動を確認しましょう！

村から4月に全戸配布された、「災害ハザードマップ」を活用し、お住いの地域の特徴を確認しましょう。そして、いざ災害が起こった場合に備えて、避難行動をご家族で共有しましょう。

## ▶▶▶ 1.ハザードマップで災害リスクを知る

お住いの近くにはどんな危険があるのか確認してください。



## ▶▶▶ 2.避難場所を確認する

常会、各地区公民館等

避難場所へ向かうまでに危険個所がないか確認してください。

## ▶▶▶ 3.メール登録で災害情報を取得する

Jアラート、防災・災害情報などの情報が発信されます。メールを登録して、正確な情報を取得できるようにご協力をお願いします。



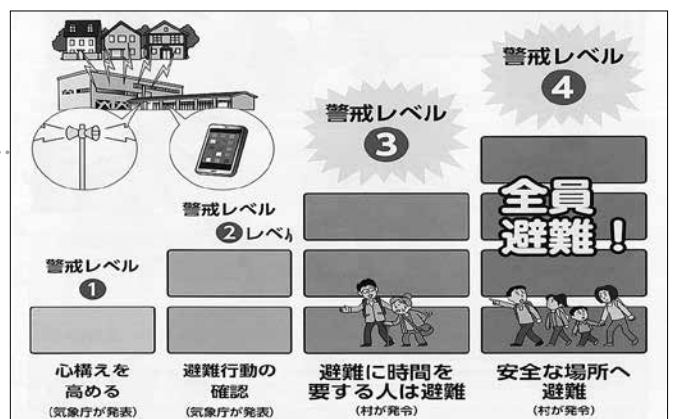
\*大雨時には防災無線が聞こえないという状況も考えられます。



## ▶▶▶ 4.避難のタイミングを決める

ご自宅の位置や、家族構成により避難のタイミングは変わります。ご家族で避難のタイミングを共有しておきましょう。また、隣近所で早めの避難が必要な方の確認とともに、移動手段も検討しておきましょう。

\*村から発令する警戒レベルに注意をしながら、早めの避難準備をしてください。



## ▶▶▶ 5.山形村の気象状況を確認する

ラジオ、TVとともに、インターネットを活用して、状況を確認しましょう。

山形村では、村の気象情報を提供しています。「山形村気象情報システム」では週間天気、ポイント予測等で、今後の天気の様子や、雨量等を確認することができます。



# 新しい農業委員会スタート

平成28年4月に「農業委員会等に関する法律」が改正され、2回目の改選になります。農業委員14名、農地利用最適化推進委員4名の18名体制になります。

【任期／令和2年7月20日～令和5年7月19日】

順不同・敬省略

## 農業委員（14名）

会長……中川英治／会長代理……上條隆幸

【地区推薦による委員】……10名



上大池・久保  
上條 篤実



上大池・青木沢北  
中村 美章



中大池・下村  
中村 宏



小坂・中北沖  
小林 博幸



小坂・本殿上  
山口 直樹



下大池・下村  
倉科 寛



上竹田・唐沢下  
上條 隆幸



上竹田・原村東  
古川 清敏



下竹田・南中  
越 良治



下竹田・上手村  
百瀬 幸人

【全域・団体推薦・公募による委員】……4名



上大池・豆沢北  
堤 ちずる



下竹田・南中  
村上 文子



小坂・下北沖  
中川 英治



下竹田・唐沢上  
林 和男

## 農地利用最適化推進委員（4名）

【農業委員会から委嘱】

上・中大池担当



上大池・堤北  
中村 昭彦

小坂・下大池担当



小坂・上北沖  
住吉 晴夫

上竹田担当



上竹田・下本郷  
小野 誠一

下竹田担当



下竹田・西下  
上條 和夫

農地や農業に関することでお困りの方は、お近くの農業委員または農地利用最適化推進委員にご相談ください。

お問い合わせ 農業委員会事務局（産業振興課内） ☎98-5664



地域おこし  
協力隊通信  
No.31

穴澤 雅美 隊員  
(観光プロモーション)

今年度は山形村観光協会の仕事をお手伝いしています。

7月は観光協会にブルーベリー収穫体験のお問合せが多くありましたが、それでも今年は新型コロナウイルスと長雨の影響でいつもの年よりもだいぶ少なかったようです。そんな中お越しいただいたお客様は収穫体験を本当に楽しまれていました。その様子を見て嬉しくなりました。山形村の良さはこれだよな～と改めて感じているところです。

観光協会を通じて、村内の農園や飲食店など新たな方々とお会いすることができています。これも嬉しいことと感じています。

広報5月号で報告をしました「ブルーベリードレッシング」と「そば味噌ガレット」はファーマーズガーデンやまがたにて販売しています。(商品のない時期もあります) 今年採れたブルーベリーのドレッシングは9月には販売できる予定です。

これまでご賞味いただいた皆様、ご意見をくださった皆様、ありがとうございました。これからもアドバイスをお願いいたします。



## 地域生活支援拠点等事業が始まりました

地域生活支援拠点等事業は、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を支援するために必要な機能（相談機能、緊急時支援、体験の機会・場の提供、専門的人材育成の確保・養成、地域支援の体制づくり）を整備し、安心・安全な生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築したものです。

山形村では、松本圏域の市村とサービスを提供する事業所と連携しながら障がいのある方の生活を地域全体で支える体制（面的整備型）を令和2年4月に整備しました。

### 相談支援の充実 ※1

親亡き後や緊急時の対応に活用する台帳を作成し、休日や夜間などの緊急時の相談や必要な対応をします。

### 緊急対応の強化 ※2

介護者の急病等により、在宅生活が困難になった場合の安全な受け入れ先の確保を行ないます。

※1※2は、日ごろ福祉サービスを利用していない18歳以上65歳未満の人が対象となります。事前に登録し、手続きを済ませておくことが必要となります。

※2は、現在新型コロナウイルス感染症防止のため実施を見合わせています。

### 体験の機会・場の提供

ひとり暮らしを検討している方にアパートでひとり暮らしの体験の機会を提供します。

### 専門的人材育成の確保・養成

どのような障がいのある方でもお住いの地域で安心した支援が受けられるよう、支援者の専門性の確保と養成を行ないます。

### 地域の体制づくり

多くの支援者が連携し、地域で切れ目のない支援が円滑に行なえるような仕組みづくりをします。



#### 相談窓口

保健福祉課福祉係（保健福祉センターいちいの里内）  
☎ 97-2100 FAX 97-2101

#### 相談窓口

基幹相談支援センター 松本市双葉4-8 なんぷくプラザ1階  
☎ 50-6931 FAX 50-6932 開所時間／月～金9時～17時



## 難病患者福祉手当支給申請のお知らせ

山形村では難病患者の方々に難病患者福祉手当を支給します。

●**支給対象者** 手当支給申請時において6か月以上本村に住所を有する難病患者又はその保護者。

●**手 当 の 額** 難病患者一人あたり2万円

●**申 請 時 提出書類** ①支給申請書 ②支給請求書 ③難病患者受給者証の写し又は小児慢性特定疾患治療受給券の写し  
※令和元年 10月1日以降新たに難病患者の受給者証を取得された方は保健福祉課福祉係までご連絡ください。

お問い合わせ 保健福祉課福祉係 ☎97-2100

## 農薬は適切な管理および廃棄をお願いします

農薬は適切な保管管理および廃棄が極めて重要となりますが、今般、不適切な保管および廃棄方法により農薬を原因とする養魚の斃死事案がありました。

つきましては、以下の事項に留意し、適正な保管管理および廃棄を徹底してください。

1. 農薬は、専用の保管庫を使用し、農薬以外のものと区別して保管すること
2. 保管庫は、頑丈な構造のものとし、必ず鍵をかけること
3. 毒物又は劇物に該当する農薬を保管する場合は、保管庫に「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示をすること
4. 受払簿を作成し、品目、数量について定期的に点検を行うこと
5. 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶等の飲食品の空容器等へ移し替えないこと
6. 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理すること
7. 盗難・紛失したときは、直ちにその旨を警察署へ届け出ること

お問い合わせ 産業振興課 ☎98-5664

## 夏の鳥獣害対策

夏は、山にエサが少なく、獣が里へ下りてくることが多くなります。農作物等の被害を防ぐため、できることから対策しましょう。

### こんな場所は獣にとって魅力的

- いつ行ってもエサがある ●人目につかずに行動できる(隠れ場所がある) ●人に見つかっても怒られない(危険がない)
- こうした、獣にとって居心地の良い場所を作らないことが大切です。

### 鳥獣対策の基本

獣を1頭捕らえても、そこにエサがある限り次の獣がやってきます。人里をエサ場にしない環境づくりが重要です。

1. **片 付 け る** クマやイノシシは、里へ呼び込まないことが大切です。  
生ゴミや廃棄農作物などを放置することは餌付けと同じです。適切に処理しましょう。  
屋外で飼い犬や飼い猫にエサを与える時はその場を離れず、それ以外は片付けましょう。  
山際では、ヤブを刈り払い、見通しをよくしましょう。
2. **追 い 払 う** ニホンザルは学習能力が高いので、里が危険な場所であると学習させましょう。  
サルを見かけたら、山へ帰るまで徹底的に追い払いましょう。途中で追い払いを止めてしまうと、「追い払われても平気」と誤った学習をさせてしまいます。できるだけ多くの人数で実施しましょう。
3. **侵入を防ぐ** 動物が出没しにくい環境づくりとともに、物理的に侵入を防ぐ、防護柵なども有効です。村では、電気柵やトタン板、防鳥ネット等の購入に対する補助を実施しています。

お問い合わせ 産業振興課 ☎98-5664

9月中旬～10月上旬

# 令和2年国勢調査にご協力ください

9月中旬から10月上旬に、日本に住むすべての人・世帯を対象とした国勢調査を実施します。本調査は、5年毎に行われる国の最も基本的で重要な調査です。

今回の調査では、新型コロナウイルス感染防止のため、調査書類の配布や受け取りをできる限り世帯の皆様と調査員が対面しない方法で行うようにしています。つきましては、以下の様に実施を予定していますので、ご理解とご協力をお願いします。



国勢調査  
ホームページ



調査員は、  
①調査員証 ②腕章 ③バック  
が目印です。



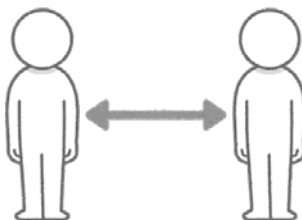
## 国勢調査スケジュール

### 9月中旬 ……調査書類配布

9月中旬より調査員がご自宅に調査書を配布します。

#### 配布時の感染症対策として

- 対面を避けるために、距離を確保し、可能であれば、インターホン等での対応をお願いします。



- ご不在の場合は、ポストに入れさせていただきます。



### 9月末～10月7日 …回答

10月1日現在の内容で回答をお願いします。

- \*調査員による回収も可能ですが、極力避けたいと考えています。
- \*できる限りインターネット又は、郵送による回答をお願いします。

#### 回答・回収時の感染症対策として

##### ●インターネット回答

パソコンやスマートフォン等から回答



\*インターネット回答は9/14～

##### ●郵送による回答

同封の返信用封筒に入れてお近くのポストへ投函





# 山形村のいいところを自慢しよう！

募集

～ふるさとCM大賞作品と一緒に制作しませんか～

山形村では、皆さんの感じる「山形村の自慢できるところ・いいところ」を30秒のCMにして、インターネットやテレビで発信していくため、作品のアイデア及び協力者を募集しています。

出来上がった作品は、山形村ホームページ掲載するとともに、『第20回abn八十二ふるさとCM大賞NAGANO』へ応募します。

皆さんのアイデアを形にするため、撮影や編集はテレビ松本様に協力いただく予定です。皆さんの思いを、イメージを、ぜひ形にしてみませんか。



- 内 容 山形村の自慢を伝えるアイデアCM  
アイデアのみ、出演のみでも大丈夫です  
\*アイデアは文章でも絵でも構いません
- 締 切 9月11日(金)  
\*企画振興課へお電話ください

過去作品は  
こちらから



お問い合わせ 企画振興課 ☎98-3111

## 掲示板

お問い合わせは各団体へ

### ◆不動産鑑定士 無料相談会

不動産評価に関する無料相談会を開催します。

- 日時  
10月2日(金) 10時～16時
- 場所  
松本市役所 本庁舎4階
- 相談内容  
売買、交換、相続等
- お問い合わせ  
一般社団法人不動産鑑定士協会  
☎026-225-5228

### ◆公証週間

毎年10月1日～7日までの1週間を「公証週間」と定め、公証制度を呼び掛けています。

次のような約束事には公正証書の作成をお勧めします。

- 遺言 ●お金の貸し借り ●不動産売買 など
- お問い合わせ  
お近くの公証役場：松本公証役場  
(松本市大手2-5-1)  
☎35-6309

### ◆松本年金事務所の移転について

松本年金事務所は、松本市鎌田(鎌田中学校南側)に移転します。

- 移転先  
松本市鎌田2-8-37
- 移転日  
9月23日(水)
- 移転後の連絡先  
☎31-5150
- 受付時間  
8:30～17:15(変更なし)
- 業務内容  
年金相談(変更なし)
- お問い合わせ  
日本年金機構 松本年金事務所  
☎32-5821







放送時間 月～土 6時35分・9時・10時・11時(23時まで毎時間) / 日 9時・12時・15時・18時・21時

| 日                 | 月                      | 火                       | 水                                 | 木                            | 金                            | 土                       |
|-------------------|------------------------|-------------------------|-----------------------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------|
| 8/30              | 8/31                   | 9/1<br>週刊・ニュース<br>アーカイブ | 2<br>ちよいと気になる隣の話題<br>「朝日村週刊ニュース」  | 3<br>【おすすめ】<br>議会一般質問<br>生中継 | 4<br>【おすすめ】<br>議会一般質問<br>生中継 | 5<br>ウィークエンド<br>情報局     |
| 6<br>まるごと<br>一週間  | 7<br>ウィークエンド<br>情報局(再) | 8<br>YCS<br>アーカイブス      | 9<br>ちよいと気になる隣の話題<br>「朝日村週刊ニュース」  | 10<br>週刊・ニュース<br>アーカイブ       | 11<br>ウィークエンド<br>情報局         | 12<br>ウィークエンド<br>情報局(再) |
| 13<br>まるごと<br>一週間 | 14<br>議会一般質問<br>前編     | 15<br>議会一般質問<br>後編      | 16<br>ちよいと気になる隣の話題<br>「朝日村週刊ニュース」 | 17<br>週刊・ニュース<br>アーカイブ       | 18<br>ウィークエンド<br>情報局         | 19<br>ウィークエンド<br>情報局(再) |
| 20<br>まるごと<br>一週間 | 21<br>YCS<br>アーカイブス    | 22<br>サイエンス<br>フロンティア21 | 23<br>ちよいと気になる隣の話題<br>「朝日村週刊ニュース」 | 24<br>週刊・ニュース<br>アーカイブ       | 25<br>ウィークエンド<br>情報局         | 26<br>ウィークエンド<br>情報局(再) |
| 27<br>まるごと<br>一週間 | 28<br>国税の窓             | 29<br>JA<br>グリーンタイム     | 30<br>ちよいと気になる隣の話題<br>「朝日村週刊ニュース」 | 10/1                         | 10/2                         | 10/3                    |

※都合により番組内容・放送日程が変更になる場合があります。

YAMAGATA INFORMATION  
やまがたインフォメーション

## 村税等納期限

日時 9月25日(金)

- 国民健康保険税第3期
- 後期高齢者医療保険料第3期
- 介護保険料第3期
- 上下水道料

口座振替の方は、預金残高を確認して振替ができるように、  
また現金納付の方は、お手元の納付書により納め忘れの  
ないようにしてください。

※税金、料金等の納付は便利な口座振替をご利用ください。

山形運動バラエティパック講座への  
参加募集

日時 9月9日(水) 午後9時30分～

場所 いちいの里

内容

ウォーキングコースを歩こう \*講師は近藤壮太さんです

持ち物

外履き、飲み物、タオル \*雨天時はトレセンで開催しますので、  
室内シューズをご持参ください。

次回の予定: 11月18日(水) 9:30～

## 夜間窓口開設日

日時 9月16日(水)・30日(水)

午後7時30分まで 出入口: 正面玄関

業務内容

- 戸籍・住民票の謄本及び抄本の発行
- 印鑑登録、印鑑証明書の発行
- 税金・各種料金等の納付
- 所得証明書等の発行
- 公図閲覧
- 125cc以下のバイクの登録・廃車
- 水道開閉栓の届出

## にゃんでも相談会開催

日時 9月19日(土) 午前10時～12時

場所 山形村農業者トレーニングセンター  
「ふるさと大ホール」

にゃんでも相談会では、ネコに関する困り事・悩み事を相談員  
と一緒に考え、解決します!

※参加は無料。ネコは随伴させないでください。

※相談員は長野県動物愛護会松塩筑支部猫部会 山田敏子氏

お問い合わせ 住民課 ☎98-3112



## 行政心配ごと相談

日時 9月24日(木) 午後1時30分～3時30分

場所 保健福祉センター いちいの里 談話室



村のうごき (8月1日現在総人口)

人口: 8,685人(前月比 +25) 男: 4,279人(前月比 +7) 女: 4,406人(前月比 +18) 世帯数: 3,112世帯(前月比 +16)